

岩手県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり技能教育のための施設を廃止した旨の届出があった。

平成25年10月4日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 岩手県立大船渡職業能力開発センター
  - (2) 所在地 大船渡市盛町字みどり町13番地2
- 2 廃止年月日 平成25年7月16日